

## 一般社団法人広島県病院薬剤師会 定款細則

### (会員)

第1条 本会の届出の本会会員名簿への登載・修正・削除は本会が届出を受理した日とする。

- 2 名誉会員および有功会員は終身とし、会費の納入を必要としない。

### (会費)

第2条 定款第7条に定める会費は次の通りとする。

- (1) 正会員会費：12,000円(年額)
- (2) 特別会員会費：12,000円(年額)
- (3) 準会員会費：3,000円(年額)
- (4) 賛助会員会費：一口30,000円(年額)

- 2 正会員、特別会員、準会員の会費の納入は所属施設でまとめて納入あるいは個人で納入を行う。

### (選挙)

第3条 定款に定めるところの役員選出は、別に定める「役員候補者及び役員等選出規程」に従って実施する。

### (支部交付金)

第4条 本会は支部に交付金を支給することができる。

- 2 交付金は、年1回交付する。
- 3 交付金額は、理事会で承認された予算とする。
- 4 支給された交付金は支部の活動全般に対して支給するもので、用途に制限はつけないものとする。
- 5 交付金の収支報告は、会員から開示請求があったときは開示しなければならない。

### (旅費)

第5条 会長は会務の遂行のために要した旅費等を別に定める規定に従って支給することができる。

### (活動)

第6条 本会が学術集会などへ発表を行なう際は、要旨を理事会へ提出し承認を要するものとする。

- 2 本会が論文投稿を行なう際は、論文を理事会へ提出し承認を要するものとする。
- 3 前項に定める活動を行なった際には、終了後理事会にて報告しなければならない。

(助成)

第7条 会長は会務の遂行に必要と認めた事項について理事会の承認を経て助成を行うことができる。

(表彰)

第8条 会長は本会の目的の実現に功績のあった者について別に定める規定に従って表彰を行うことができる。

(慶弔など)

第9条 会長は必要と認めたとき別に定める規定に従って慶弔などを行うことができる。

(改廃)

第10条 本細則の改廃は、第2条1項の規定を除くほかは、理事会の議決によって行うことができる。第2条1項の規定は、理事会の議決を経て、総会の承認を受けて変更できる。

附則

この定款細則は、平成30年5月12日から施行する。